

○大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規程

2026 年 7 月 8 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、フェリス女学院大学研究倫理規程（2026 年 7 月 8 日制定。以下「研究倫理規程」という。）第 9 条の規定に基づき、フェリス女学院大学における人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し、必要な事項を定める。

(委員会の構成)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 事業推進担当副学長
- (2) グローバル教養学部長
- (3) 全学教養教育機構長
- (4) 人文・社会科学分野の教員 1 名以上
- (5) 倫理学・法律学の教員 1 名以上
- (6) その他委員会が必要と認めた者

2 前項に掲げる委員は、学長が任命又は委嘱する。

3 第 1 項のほか、委員会が必要と認めるときは、学外の有識者を学長が委員として委嘱することができる。

4 委員の任期は、第 1 項第 1 号から第 3 号まで掲げる委員についてはその職に在任する期間、同項第 4 号及び第 5 号に掲げる委員については 2 年、同項第 6 号及び前項に掲げる委員については委員会が必要と認めた期間とし、再任を妨げない。

(任務)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、研究倫理規程に基づき審議を行うものとする。

- (1) 申請書類等に基づく、研究の実施の可否に関すること。
- (2) 研究倫理審査の運用等に関すること。

(運営)

第 4 条 委員会に委員長を置き、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる事業推進担当副学長がこれに当たる。

2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員会は、その構成員の過半数の出席をもって成立する。

(審査の対象)

第 5 条 この規程において審査の対象となる研究は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 質問紙調査を伴う研究

- (2) インタビュー又は聞き取り調査を伴う研究
- (3) 個人情報又は要配慮個人情報を取り扱う研究
- (4) その他委員会が必要と認める研究

(審査の申請)

第6条 審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の申請書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

(審査)

第7条 委員会は、前条に定める審査の申請を受けたときは、研究倫理規程に基づき、倫理的及び社会的観点から審査を行う。

- 2 審査に当たっては、当該研究と利害関係を有する者は審議に加わることはできない。
- 3 委員会は、必要に応じて申請者に出席を求め、申請内容等の説明を聴取することができる。ただし、申請者は審査の議論に参加することはできない。
- 4 審査の判定は、委員会の構成員の3分の2以上の者の賛成を要する。
- 5 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 保留（継続審査）
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(審査結果の通知)

第8条 委員長は、委員会での審査結果報告に基づき、速やかに書面により、その結果を申請者に通知するものとする。

(迅速審査)

第9条 委員長は、当該研究計画等が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、委員会の一部による迅速審査を行うことができる。

- (1) 委員会において既に承認された研究計画等の軽微な変更の審査
- (2) 既に委員会において承認されている研究計画等と同等と認められる研究計画等の審査
- (3) その他委員会が迅速審査に該当すると判断した研究計画等の審査

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏えいしてはならない。

(記録)

第11条 委員会の議事については、議事録を作成し、大学事務部総務課がこれを保管する。

(報告)

第12条 委員長は、委員会の審査の結果を学長に報告するものとする。

(その他の事項)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が決定する。

(庶務)

第 14 条 委員会に関わる事務は、大学事務部総務課が行う。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、大学評議会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、2026 年 7 月 8 日から施行する。